

件名	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例																		
主管課	産業創出課																		
根拠法令等																			
<p>【改正の概要】 紙産業技術センターの試作品づくり工房の廃止に伴う改正</p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第3条 使用料及び手数料の額は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める額とする。ただし、特別の経費を必要とするものは、その実費を基準として知事が定める額とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>紙産業関係</td> <td>試作品づくり工房</td> <td>1時間</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">→ 削除</p> <p style="text-align: center;">手数料 省略</p>				区分	種別	単位	金額	省略	省略			紙産業関係	試作品づくり工房	1時間	990	省略	省略		
区分	種別	単位	金額																
省略	省略																		
紙産業関係	試作品づくり工房	1時間	990																
省略	省略																		
施行日	平成21年12月1日																		
<p>【その他参考事項】 愛媛大学紙産業特別コース（大学院）の設置について</p> <p>1 設置場所 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター研究交流棟1階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すき工房 ・水引工房 ・試作品づくり工房 <p style="text-align: right;">} 計 約420㎡</p> <p>2 設置方法 行政財産の目的外使用許可</p> <p>3 設置時期 平成22年4月1日</p>																			